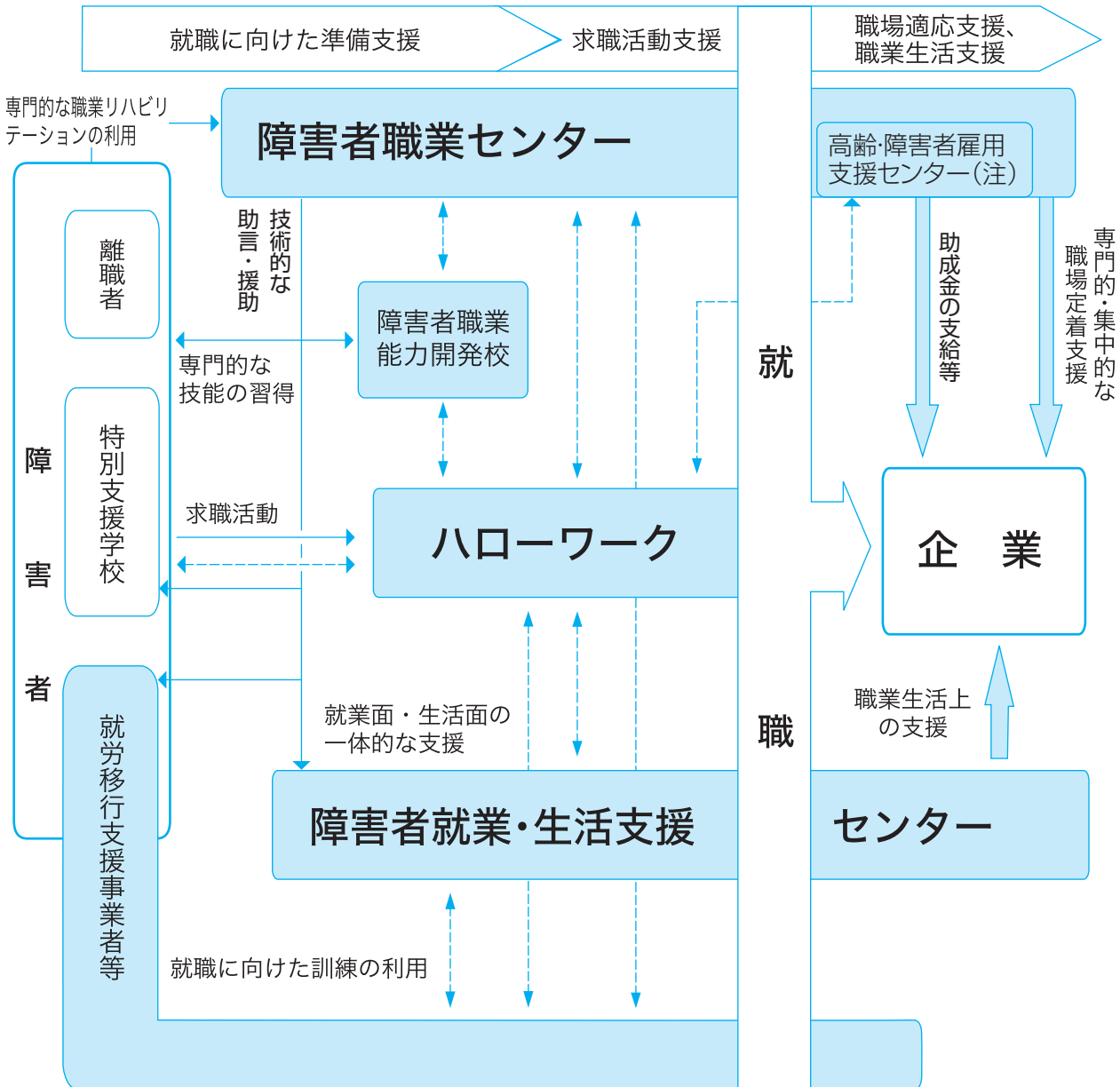


3

障害者雇用を支援する機関

障害者の就職に向けた支援を実施したり、障害者を雇用する事業主に対してサービスを提供する機関には次のようなものがあり、それぞれが必要に応じて連携し、支援を実施しています。



ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワークにおいては、種々の支援策を活用しながら、就職を希望する**障害者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援**や、**事業主に対する障害者雇用の指導・支援**を行っています。特に、福祉、特別支援教育、医療から一般雇用への移行の促進が重要な課題となっていることから、**地域の関係機関との連携**を一層強化しながら、よりきめ細かな支援・指導を実施しています。

◇職業相談・職業紹介

就職を希望する障害者の求職登録を行い、技能、職業適性、知識、希望職種などの状況に基づき、ケースワーク方式によるきめ細かな職業相談、職業紹介を行っています。そのため、専門的な知識・経験を有する支援員を配置するなど、障害者に対する相談支援体制の充実・強化を図っています。支援に当たっては、公共職業訓練のあっせん、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などの各種支援策も活用しています。

障害者を雇用している事業主、雇い入れようとしている事業主に対しては、雇用管理上の配慮等についての助言を行い、必要に応じて地域障害者職業センター等の専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。

また、求筆者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。

◇障害者向け求人の確保

障害者向け求人の開拓を行うとともに、一般求人として受理したもののうちから障害者に適したものについて障害者求人への転換を勧め、求人の確保に努めています。

◇雇用率達成指導

事業主は障害者雇用促進法で定められた障害者雇用率を達成する義務があり、毎年、事業主から雇用状況報告を求め、雇用率未達成の事業主に対して指導を行っています。

雇用率達成のために雇い入れなければならない障害者数の特に多い事業主などに対しては、ハローワークの所長名による障害者雇入れ計画の作成命令、同計画の適正実施勧告等を発出し、指導を行っています（P.16参照）。

◇雇用率達成指導と結び付けた職業紹介

事業主に対して雇用率達成指導を行う中で、職業紹介部門、事業主指導部門が連携し、雇用率未達成企業からの求人開拓、未達成企業への職業紹介を行っています。

◇職場定着・継続雇用の支援

職業紹介により就職した障害者が職場に適応して就労していけるよう、また、在職中に障害を患った方が慣れた職場での雇用を継続できるよう、障害者と事業主に対する支援を行っています。

◇関係機関との連携

的確な支援・指導を行うに当たって、より専門的な支援などが必要な場合に、地域障害者職業センターにおける専門的な職業リハビリテーションや、障害者就業・生活支援センターにおける生活面を含めた支援を紹介するなど、関係機関と連携した就職支援、職場定着支援などを行っています。

独立行政法人高齡・障害者雇用支援機構

竹芝事務所

〒105-0022 東京都港区海岸1丁目11番1号ニューピア竹芝ノースタワー

TEL 03-5400-1600(代表) / FAX 03-5400-1638

障害者職業総合センター

〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-3

TEL 043(297)9000(代表) / FAX 043(297)9056

障害者と高齢者等の雇用支援を一体的に実施する組織として、設立された組織であり、障害者関係業務として、次の業務を行っています。

- 障害者職業センターの設置及び運営、障害者職業能力開発校の運営
- 障害者雇用納付金関係業務（納付金の徴収、助成金等の支給、障害者技能競技大会の開催、障害者雇用に関する研究・講習・啓発等）

本部組織内には、職業リハビリテーション関係施設の中核的な機関として障害者職業総合センターにおいて、そこでは、職業リハビリテーションサービスの基盤整備と質の向上を図るため、職業リハビリテーションに関する研究、実際の支援を通じた障害の重度化・多様化に即応した支援技法の開発、関連情報の収集・提供及び専門職員の養成や医療・福祉等の分野の職員等に対する職業リハビリテーションに関する研修を行うとともに、これらを基盤として広域及び地域障害者職業センター並びに当機構の運営する障害者職業能力開発校等への指導・助言・情報提供を総合的に行っています。以下の施設で各種サービスを提供しています。

1 地域障害者職業センター

【職業リハビリテーション部門】

全国の各都道府県に設置（北海道・東京・愛知・大阪・福岡には支所も設置）しており、ハローワーク等の関係機関と密接な連携の下、障害者や事業主に対して、以下の専門的な職業リハビリテーションサービスを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。（所在地等はP.52をご覧ください。）

●障害者に対するサービス

◇職業評価

就職の希望などを把握した上で、職業能力等を評価し、それらを基に就職して職場に適応するために必要な支援内容、方法等を含む、個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

◇職業指導

就職活動を円滑に実施できるように、適切な職業選択が行えるように、また職場で安定して働き続けられるように、相談や助言を行います。

◇職業準備支援

障害者に対して、就職又は職場適応に必要な次の支援を行います。

- ・障害特性の詳細な把握や職業上の課題の分析とその改善を図るための地域障害者職業センター内での作業支援（常設の模擬的就労場面を利用した作業支援）
- ・職業に関する知識の習得を図るための支援（職業準備講習カリキュラム）
- ・精神障害者を対象とした社会生活技能等の向上を図るための支援（精神障害者自立支援カリキュラム）

◇知的障害者判定・重度知的障害者判定

障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定を行います。

● **障害者・事業主双方に対するサービス**

◇ **精神障害者総合雇用支援（詳細は P.37 参照）**

精神障害者及び事業主を対象に、精神障害者の就職、職場復帰、雇用継続のための様々なニーズに対して、主治医との連携の下で、専門的・総合的な支援を行うサービスです。

◇ **職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援（詳細は P.34 参照）**

障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障害者及び事業主に対して支援や助言などを行うサービスです。

● **事業主に対するサービス**

◇ **相談・援助**

事業主が障害者の雇用管理に具体的な課題を有し、その解決に継続的な支援を必要としている場合には、事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し「事業主支援計画」を策定して、体系的な支援を行います。

◇ **雇用管理サポート事業（詳細は P.42 参照）**

障害者の雇用管理について、地域の専門家の協力を得てアドバイスを行っています。

● **地域の関係機関に対する助言・援助**

障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者などの関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、援助を行います。

また、総合センターとの共同によりこれらの関係機関の職員などへの研修を実施します。

【**高齢・障害者雇用支援センター**】

各都道府県に高齢・障害者雇用支援センターを設置し、障害者の雇用支援のための業務を実施しています。（所在地等は P.53 をご覧下さい。）

<p>● 障害者雇用納付金等の申告・申請受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用納付金 ・ 障害者雇用調整金 ・ 在宅就業障害者特例調整金 ・ 報奨金 ・ 在宅就業障害者特例報奨金 <p>● 助成金の申請受付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者作業施設設置等助成金 ・ 障害者福祉施設設置等助成金 ・ 障害者介助等助成金 ・ 職場適応援助者助成金 ・ 重度障害者等通勤対策助成金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 ・ 障害者能力開発助成金 等 <p>● 障害者雇用に関する講習・啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業生活相談員資格認定講習の開催 ・ 障害者雇用の促進に役立つ実践的なマニュアルや好事例等の提供 ・ 障害者雇用優良事業所等の表彰 ・ 障害者雇用事業所等視察・交流会の実施 ・ 地方アビリンピックの開催
---	--

2 広域障害者職業センター及び障害者職業能力開発校

埼玉県及び岡山県に設置し、障害者に対して、以下の職業リハビリテーションサービスを実施しています。

●国立職業リハビリテーションセンター

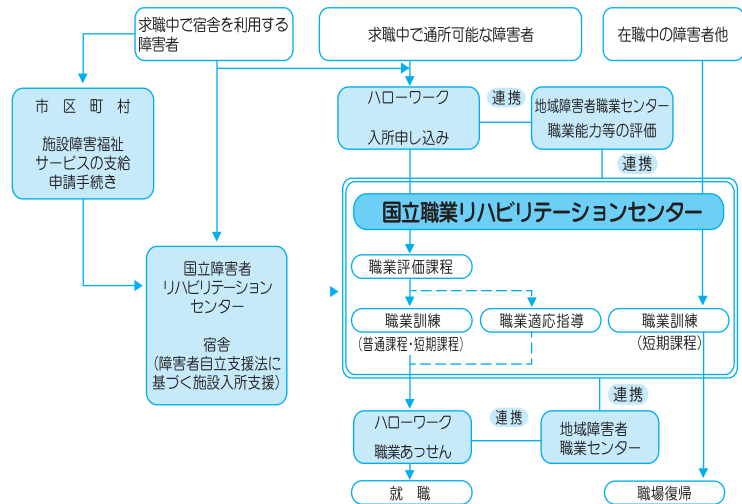
国立職業リハビリテーションセンターは、中央広域障害者職業センターと中央障害者職業能力開発校から構成され、障害者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

当センターの特徴は、隣接する厚生労働省所管の国立障害者リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携をとりながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練等を一貫した体系の中で実施するところにあります。また、通所が可能な在職者を対象としたレベルアップ、職種転換を行うための短期課程の職業訓練を企業ニーズに合わせて、オーダーメイドで実施しています。

◇**職業訓練は、次の6系(定員200名)を実施しています。**

機械系、電気・電子系、デザイン系、第1種情報処理系、オフィスビジネス系、職域開発系

<http://www.nvrcd.ac.jp/>
(所在地等は P.51 をご覧下さい。)



●国立吉備高原職業リハビリテーションセンター

国立吉備高原職業リハビリテーションセンターは、吉備高原広域障害者職業センターと吉備高原障害者職業能力開発校から構成され、障害者に対して一貫した職業リハビリテーションを実施しています。

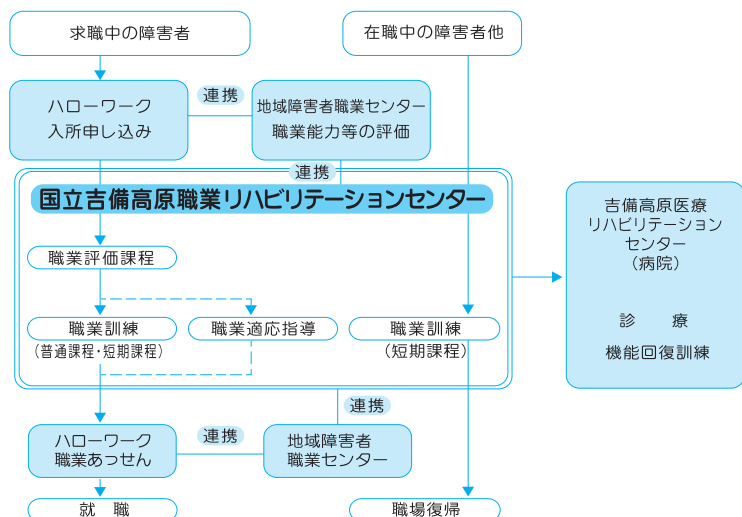
当センターの特徴は、同一敷地内に設置されている独立行政法人労働者健康福祉機構所管の吉備高原医療リハビリテーションセンターが行う医療リハビリテーションと密接な連携をとりながら、障害者職業カウンセラーと職業訓練指導員を配置して、職業評価、職業指導及び職業訓練等を一貫した体系の中で実施するところにあります。

また、在職者を対象としたレベルアップ、職種転換を行うための短期課程の職業訓練を企業ニーズに合わせて、オーダーメイドで実施しています。(入寮による利用も可能です。)

◇**職業訓練は、次の6系(定員80名)を実施しています。**

メカトロニクス系、機械系、電気・電子系、第2種情報処理系、オフィスビジネス系、職域開発系

<http://www.kibireha.ac.jp/>
(所在地等は P.51 をご覧下さい。)



3 中央障害者雇用情報センター(竹芝事務所内)

事業者等を対象として次のサービスを提供しています。(所在地は P.51 をご覧下さい。)

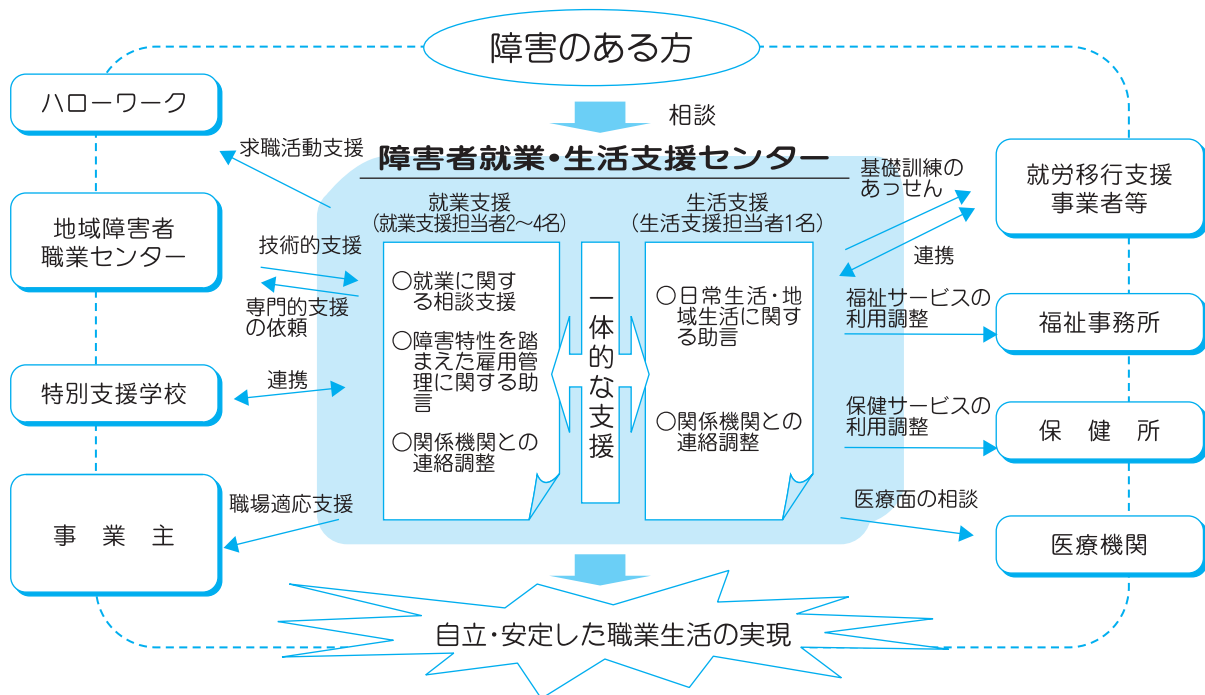
●業務内容

- 1 障害者雇用エキスパートによる、障害者の雇用の促進・職域拡大・職場定着のための相談・援助
- 2 障害者が従事する作業を容易にする就労支援機器の展示、機器の導入に関する相談及び貸出し
- 3 事業所における障害者の職域拡大や職場定着等の取組みの好事例を紹介したビデオ及びDVDの貸出し

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障害者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法人、特定非営利活動（NPO）法人等が運営しています。

（平成23年1月現在：272センター ⇒一覧P.54）



●障害者就業・生活支援センターでの業務

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問などを実施します。

◇就業面での支援

- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

◇生活面での支援

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に基づき、ハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との密接な連携のもとに、訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、**障害の態様等に応じた公共職業訓練を実施**しています。また、企業に雇用されている障害者に対して、多様な職務内容の変化にも迅速に対応できるよう、在職者訓練を実施しています。

障害者職業能力開発校は全国19か所（国立13校、都道府県立6校）に設置されており、国立の13校のうち2校は独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に、11校は都道府県に運営が委託されています。

また、上記とは別に、事業主、民法法人等が運営する民間の能力開発施設が、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施しています（20施設）。

（障害者職業能力開発校及び民間の能力開発施設の所在地及び訓練科目等については、P.61参照）

発達障害者支援センター

発達障害者支援法に基づき、**発達障害のある人**の幼児期から学齢期、成人期に至るまで、ライフステージの各段階で生じる様々なニーズに応えられるよう、**総合的かつ一貫的な支援を行うための地域の拠点**として設置されています。就労支援についても、労働関係機関との連携協力の下、直接・間接に支援が行われています。

なお、全国をブロックに分けて、発達障害者支援センターの運営法人に委託をして、発達障害者の就労支援ノウハウの共有化、事業主向けの雇用啓発を図るための「発達障害者就労支援者育成事業」を実施しています。

（発達障害者支援センターの所在地等については、P.64参照）

難病相談・支援センター

難病患者・家族等の療養上、生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、電話や面談等による相談、患者会などの交流促進、就労支援など、**難病患者が有する様々なニーズに対応した相談支援**を行っています。

（難病相談・支援センターの所在地等については、P.66参照）